

名古屋市シェアサイクル事業仕様書

1 目的

本市では、放置自転車対策、まちの回遊性向上、観光推進、環境負荷軽減、健康増進の効果などが期待できるシェアサイクルの普及促進を目的として、公共用地をシェアサイクルのポート用地として提供し、本市と協定を締結した民間事業者が共同で使用する社会実験を令和2年4月より実施してきた。

その間、本市のシェアサイクルは大きく普及し、公共ポートについてもそのニーズや効果を社会実験を通じて確認することができた。

社会実験の結果をふまえ、更なるシェアサイクルの普及促進を図るため、令和8年度から本格運用として、「名古屋市シェアサイクル事業」を実施する。

2 定義

本仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 事業者

本事業に参加するシェアサイクル事業者

(2) 公共ポート

名古屋市が道路上や有料自転車駐車場内などの公共用地に設置し、複数のシェアサイクル事業者が共同で使用できるシェアサイクルポート

(3) 民間ポート

公共ポート以外のシェアサイクルポート

(4) 自転車

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（電動アシスト付自転車を含む）

(5) 事業用自転車

各事業者のシェアサイクル事業用の自転車

(6) 利用案内板等

シェアサイクルの使い方等を記載した利用案内板や、事業に必要な設置物

(7) 専用ラック

各事業者のシェアサイクル事業用の自転車をとめるための専用の車輪止め装置

(8) 基本駐車台数

公共ポートにおける事業用自転車の駐車可能台数

3 実施期間

協定締結日から令和13年3月31日

[事業開始は令和8年11月からを想定]

4 事業内容

公共ポートを利用するシェアサイクル事業者と協定を締結して、官民連携でシェアサイクル事業を実施し、名古屋市における普及促進を図るもの。

5 実施場所

名古屋市全域

6 費用負担

- (1) 本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は公共ポートの設置等に係る費用を除いて、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。
- (2) 公共ポートの使用料は原則無償とする。ただし、自転車駐車場内に設置されている公共ポートについては、定期利用という扱いになるため、事業者が利用料金を当該自転車駐車場の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に支払う必要がある。具体的な利用料金の額については、事業者が指定管理者と協議のうえ決定すること。
- (3) 本事業で得られた収入はすべて事業者の収入とする。
- (4) 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担とする。
- (5) 本事業の運営において、シェアサイクル利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、事業者の負担とする。

7 役割分担

- (1) 名古屋市
 - ア 事業全体の統括
 - イ 公共ポートの設置（各管理者との事前調整等含む）
 - ウ シェアサイクルの普及促進のための広報啓発活動の実施
 - エ 事業の効果・課題等の検証
- (2) 事業者
 - ア 事業の運営主体
 - イ 事業用自転車や公共ポートに設置する機材等の設置や維持管理
 - ウ 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、事業用自転車の回収、再配置、苦情対応等）
 - エ 放置自転車対策（事業用自転車の放置防止の周知徹底等）
 - オ 公共ポートの新設箇所等、シェアサイクルの普及促進に関する本市への提案
 - カ 民間ポートの確保
 - キ 利用者へのシェアサイクルの周知・広報・利用率向上に向けた取組
 - ク 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供

- ケ 利用状況や目的等を調査するため、利用者へのアンケート調査の実施
- コ シェアサイクル普及促進に向けた本市が関与するイベントへの協力
- サ 本市が開催するシェアサイクル事業等に関する会議への協力

(3) その他

上記以外は本市と事業者で協議し決定する。

8 事業運営

(1) 事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を確保すること。

(2) 事業用自転車の仕様

事業用自転車の仕様は以下のア～オによるものとする。

- ア 制動装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。
- イ 自転車の位置情報が把握できる機能を搭載すること。
- ウ 幅広い世代で利用しやすいものとし、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- エ 定期的にメンテナンスを行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。
- オ 不特定多数の人が使用するため、いつでも衛生的に利用できるように努めること。

(3) 利用方法

- ア 原則いつでも、どのポートでも自転車の貸出し・返却が可能となるシステムとすること。
- イ 原則として、全日全時間（年間365日、1日24時間）の利用が可能とすること。
また、利用可能時間中においては、利用者の不便が生じないよう利用者からの問い合わせ等に対応可能な仕組みとすること。
- ウ ポートの設置施設に閉場日・閉場時間がある等、ポートの利用ができない時間帯がある場所では、その時間に合わせて利用制限をかける等利用者が困らないような措置を講じること。
- エ 市民、観光客等が使いやすいシステムとし、登録～利用～決済までは簡易で分かりやすいものとする。
- オ 利用登録後は速やかに利用できるシステムとすること。

(4) 利用者の安全対策

ア 防犯登録・盗難対策

自転車には防犯登録を行うこと。また盗難対策を講じること。

イ 保険加入

利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償のため、保険に加入すること。

(5) 再配置

各ポートの事業用自転車に偏りが生じた場合は、台数を平準化するため、ポート間において、自転車の再配置を行うこと。

(6) 事故・トラブル時

事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応処理すること。

(7) 放置対策

利用者に対して、事業用自転車を放置しないよう周知徹底するとともに、事業用自転車が放置された場合は、速やかに回収すること。

(8) その他

コンプライアンスを遵守するとともに、利用者の個人情報を適正に管理すること。

9 公共ポート

(1) 公共ポートについて

ア 公共ポートの名称始め詳細については別紙1のとおりである。なお公共ポート設置の考え方は別紙2のとおりであり、本事業開始までの間、また事業期間中に新たな公共ポートが設置される可能性がある。

イ 公共ポートにおいて貸出または返却させる車両は事業用自転車に限る。

ウ 事業者は公共ポートに事業用自転車を配置するよう努めるものとする。

(2) 公共ポートの管理運営について（自転車駐車場内を除く）

ア 基本駐車台数は別紙1のとおりである。基本駐車台数を事業者数（当該ポートに自転車を配置しない事業者は除く）で除した台数で各事業者に均等に割り振り、1事業者ごとの基本駐車台数とする。なお、基本駐車台数は現地の状況等により変更する場合がある。また均等に割りきれない場合ほか、事業者同士の協議のうえで事業者ごとの基本駐車台数が異なることを妨げるものではない。

イ 公共ポート内の事業者ごとの自転車配置箇所は別途協議で定めるものとする。

ウ 利用案内板等

(ア) 事業者は本市と協議のうえ、公共ポートの所定の場所に利用案内板等を設置することができる。

(イ) 公共ポートが道路上にある場合において、事業者が利用案内板等の設置をしようとするときは、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認工事により設置しなければならない。

(ウ) 事業者は別紙1において専用ラックが可となっている公共ポートについて、専用ラックを設置することができる。ただし、本市等との調整の結果、設置が不可となった場合は除く。

(エ) 設置した専用ラックや利用案内板等について、常時良好な状態に保つよう維持管理を行い、設置した専用ラックや利用案内板等が破損した場合は、事業者が修繕等を行う。この場合において、当該維持管理や修繕等に要する費用は、事業者の負担とする。

- ただし、事業者から破損させた原因者に費用を求償することを妨げるものではない。
- (オ) 本市が設置した看板や転倒防止柵等が破損した場合において、事業者の事業に起因するものについては、事業者が修繕等を行う。この場合において、当該修繕等に要する費用は、事業者の負担とする。
 - (カ) 専用ラックや利用案内板等の使用及びその他公共ポートの使用に関して、本市若しくは第三者が損害を受け、又は第三者との間で紛争が生じたときは、事業者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
 - (キ) 事業用自転車以外の自転車等が置かれている場合には、注意喚起のための札付けや公共ポートの利用に支障が出ないように整理する等、事業者同士で協力して対応に当たること。

(3) 自転車駐車場内の公共ポートの管理運営について

- ア 自転車駐車場の定期利用枠になるので、公共ポートの管理運営については利用料金、利用案内板等の設置・維持管理等自転車駐車場の指定管理者と調整のうえ実施すること。
- イ 公共ポートの基本駐車台数は指定管理者と調整して定めること。ただし、事業者全てが事業用自転車を配置し、1事業者あたりの基本駐車台数になるべく均等になるよう努めること。なお、現在の基本駐車台数は別紙1のとおりである。
- ウ 自転車駐車場内に新たに公共ポートを設置する場合や既存の公共ポートの基本駐車台数や場所を変更する場合は、指定管理者から本市に同内容を協議し、本市の承認が必要になる。
- エ 事業用自転車以外の自転車等が置かれている場合には、指定管理者と調整し、協力して対応すること。

(4) 再配置

- ア 事業者は、公共ポートに基本駐車台数を超える事業用自転車が駐車されないよう、必要に応じて事業用自転車の再配置等を行うこと。なお、事業用自転車の返却により一時的に基本駐車台数を超えてしまった場合は、速やかにその状況を解消すること。
- イ 事業者は事業用自転車の再配置を行う時等、必要に応じて公共ポートの点検及び清掃並びに周辺道路の清掃及び自転車整理等を実施すること。また、公共ポートの破損等を発見した場合は本市や指定管理者に報告すること。

(5) 公共ポートの廃止・休止

- ア 公共ポートの安全利用に支障が生じた場合など本市が必要と認める場合、公共ポートを廃止する場合がある。また、工事やイベント等の理由により、公共ポートの全部又は一部の利用を休止する場合がある。これらの場合において、事業者に営業上の損失等が発生しても、本市は補償しない。
- イ 公共ポートを廃止する際または休止するうえで必要があると本市が認める場合は、事業用自転車及び利用案内板等の移設、撤去などを行わなければならない。この場合に

において、当該措置に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) 災害や事故等の発生時の対応

ア 災害発生時又は災害発生の恐れがある場合には、事業者は、事業用自転車及び設置した利用案内板等について、第三者に被害が発生しないよう、速やかに必要な措置を講じること。

イ 災害時において、本市が第三者に被害が発生すると判断した場合、事業者は、本市の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(7) 原状回復

事業期間の終了時や、事業期間途中で事業者の申し出やその他事情により公共ポートの使用を中止するときは、事業者は設置した利用案内板等について、本市が指定する期日までに撤去し、公共ポートを原状に復旧しなければならない。この場合において、原状の復旧に要する費用は、事業者の負担とする。

10 民間ポートについて

事業者は、本市のシェアサイクルの普及促進のため、土地所有者等と協議を行ったうえで、民間ポートの積極的な確保に努めること。具体的な民間ポート増設策は提案内容による。

11 利用促進に向けた取り組み

シェアサイクル普及のための広報・啓発活動や利用者ニーズを考慮した利用者サービス向上策を実施し、新規登録者の増加や利用者の利便性向上に努めること。具体的な取組内容については提案内容による。

12 自転車利用ルール・マナー向上のための取組

放置自転車抑制、自転車利用ルールの周知・啓発やマナー向上のための取組を実施すること。具体的な取組内容は提案内容による。

13 利用者アンケート

(1) 事業者は、利用者に対して毎年アンケート調査を行い、その結果を本市に報告すること。

(2) 実施するアンケートの項目は以下を基本とするが、具体的には実施時期とあわせて毎年本市と事業者で協議して決めるものとする。なお、シェアサイクルに関わるものであれば、事業者判断で本市指定以外の項目を追加しても構わないものとする。

アンケート 項目	利用目的、平均利用時間、シェアサイクルを知った理由 利用による生活の変化、ポートを設置してほしいエリア、公共ポートについて（知っているか、必要か、必要な理由、事業者数、求めるもの等）
-------------	--

1.4 データ提供

事業者は、シェアサイクルの普及促進のために必要な以下のデータを無償で本市に提供すること。その他提供可能なデータについては提案事項とする。

提供時期	内容
実施月の翌月15日まで	(1) 公共ポートに関するデータ ・公共ポートごとの貸出返却回数 ・利用者から寄せられた意見等 (2) 民間ポート含めたデータ（名古屋市内に限る） ・ポート数（事業用自転車を配置しているポートに限る） ・利用者（登録者）数 ・利用総数 ・導入している事業用自転車台数 ・1回あたりの平均利用時間 ・1日あたりの回転率（利用数／導入事業用自転車台数）
本市から依頼があった時	・OD データ（発着ポート等がわかるもの）
・その他提供可能なデータ（提案事項） 例：自転車の通行ルートがわかるデータ	

1.5 その他

- (1) アンケート結果や各種データ提供等、事業者から本市へ提供する情報には、特定の個人を識別することができる情報は含まないものとする。
- (2) その他本仕様に定めのない事項は本市と事業者で別途定めることとする。